

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

原則として、大会の広報啓発並びに歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等(以下「協賛物品等」という。)の受入れによるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受入れは、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が行う。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書(様式第2号)を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動等にあたると認められるもの。
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は別に定める。